

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年10月31日～2019年11月6日)

令和元年(2019年)11月8日

H E A D L I N E S

## 政治

トウスク欧州理事会議長、ポーランド大統領選挙への不出馬を表明  
ソロフ国家安全保障局長官のベラルーシ訪問  
モラヴィエツキ首相のチェコ訪問  
ポーランド外務省、普通裁判所制度法に関する欧州司法裁判決に対する声明を发出  
ドゥダ大統領、ポーランドが米国の査証免除プログラムの対象となる旨発表

## 治安等

中国の諜報活動に対する情報機関の対応  
ワルシャワでの違法薬物密輸の摘発  
万霊節に伴う長期休暇期間中の交通事故統計  
ロシア総領事館員に対するペルソナ・ノングラータ通告  
公営バス運転手による飲酒運転の摘発  
ヘイトクライムに対する警察の取組

## 経済

EU次期中期財政枠組みに関する議論  
ポーランドのEU拠出金  
閣僚評議会、公開年金基金法案を採択  
労働・滞在許可証発給状況  
多くのポーランド人が英国のEU離脱後に帰国を希望  
10月の購買担当者景気指数(PMI)  
JTI社によるグローバル・ビジネス・サービス・センターの設立  
高速鉄道開発関連の動向(NCBRとPKP Intercityとの協力)  
スタートアップ企業による磁気式鉄道の試験の実施  
風力発電による事業運営

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
令和元年度(後期分)の教科書の配付について  
国際機関への就職に関心がある皆様へ  
大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先：大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 政治 内政

### トウスク欧州理事会議長、ポーランド大統領選挙への不出馬を表明【11月5日】

11月5日、トウスク欧州理事会議長(元ポーランド首相)は、来年のポーランド大統領選挙に勝利する

ためには困難な荷物や不人気な決定を負っていない候補者が必要であるが、自分は首相であった時代からのそのような重荷を負っているとして、同選挙に立候補しない旨明らかにした。

## 外交・安全保障

### ソロフ国家安全保障局長官のベラルーシ訪問【11月4日】

11月4日、ソロフ国家安全保障局長官はベラルーシを訪問し、ザス・ベラルーシ国家安全保障局長官と協議を行った。同協議においては、二国間協力及び安全保障状況について意見が交わされた。前回の同協議は、本年8月30日にワルシャワにおいて行われ、翌日31日に同地において、米国、ポーランド、ウクライナ及びベラルーシの間で協議が行われた。なお、10月31日にザス長官は、2020年から開始される米軍主催による欧州における大規模演習(Defender2020)の準備のためエストニアに輸送された部隊・装備品(500名の米軍兵士及び30両の戦車)に対して安全保障上の懸念を表明している。

「結束政策フレンズ・グループ」16か国の代表と協議した。

### ポーランド外務省、普通裁判所制度法に関する欧州司法裁判決に対する声明を发出【11月5日】

11月5日、ポーランド外務省は、普通裁判所裁判官及び検察官の退官年齢に関する11月5日付欧州司法裁判決は、現在有効な規定とは異なる過去の状態に対するものであり、欧州委が批判している点は、2018年4月12日付普通裁判所制度法の改正過程において既に考慮されているとの声明を发出した。

### ドゥダ大統領、ポーランドが米国の査証免除プログラムの対象となる旨発表【11月6日】

11月6日、ドゥダ大統領は、モスバカー駐ポーランド米国大使と共に記者会見を行い、11月11日より、ポーランド人の90日以内の観光及びビジネス目的での米国入国に関し、入国査証免除プログラムの対象とする旨発表した(就労及び留学目的は対象外)。

### モラヴィエツキ首相のチェコ訪問【11月5日】

11月5日、モラヴィエツキ首相はプラハを訪問し、ヴィシエグラード4カ国(V4)首脳会合に出席し、EU結束基金及び気候変動問題等について協議した。同首相はその後、欧州委員会による次期中期財政枠組みにおける結束政策の減額提案に反対する

## 治安等

### 中国の諜報活動に対する情報機関の対応【10月31日】

10月30日、当地の情報機関を統括する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、ポーランド公安庁(ABW)とスウェーデン公安警察(SAPO)の協力により、スウェーデンのチベット人コミュニティに対する諜報活動を行っていたチベット人(中国国籍)ドルジ・ギャンツァンが摘発されたと述べた。被疑者は、2015年6月から2017年2月までの間、金銭を見返りに中国国家安全部に協力したとされ、2018年6月にスウェーデンで禁固22か月の有罪判決を受けている。被疑者は定期的にポーランドに渡航しており、当地で外交官のカバーで活動する中国情報機関員の1人と接触していたとされる。同報道官は、ABWが2017年2月から本件に関しSAPOと協力関係にあり、ABWによってポーランド国内における中国情報機関の活動に関する情報収集がなされた結果、中国側工作担当者の人定事項が割り出され、

同人には国外退去処分(ポーランド及びEU域内への立入り禁止含む)が下されたとも述べた。

### ワルシャワでの違法薬物密輸の摘発【10月31日】

税関によると、昨今ワルシャワ・ショパン空港での違法薬物密輸の摘発が相次いでおり、南米や南アフリカ、モザンビーク、チュニジア等から違法薬物が持ち込まれることが多いとされる。同空港では、過去3か月間、コカイン3.5キログラム、ヘロイン24キログラムが押収された。警察は、西欧諸国の主要空港と比較してワルシャワ・ショパン空港は違法薬物検査機器が充実していないとされているため、犯罪組織がワルシャワを違法薬物密輸の経路地を選ぶ傾向があると指摘しており、ドイツで密売されるコカインの約3分の1がポーランド経由で輸入されていると推定している。

### 万霊節に伴う長期休暇期間中の交通事故統計【11

月3日】

国家警察本部によると、11月1日から同3日までの万霊節に伴う長期休暇期間中、ポーランド国内で230件の交通事故が発生(前年同期比195件減)、交通事故死亡者数は21人(前年同期比36人減)、交通事故負傷者数は295人(前年同期比233人減)であった。また、飲酒運転で1,016人が逮捕された。

ロシア総領事館員に対するペルソナ・ノングラータ通告【11月4日】

11月4日、国営テレビ局TVPは、在ポズナン・ロシア総領事館の領事がペルソナ・ノングラータを通告され国外退去(ポーランド及びシェンゲン域内への立入禁止も含む)となった旨報じた。同通告は2019年3月に行われ、公安庁(ABW)による捜査の結果、同領事が、ポーランド・ロシア関係に有害な、外交官の身分にそぐわない活動を行ったことが判明したとされる。

公営バス運転手による飲酒運転の摘発【11月5日】

11月5日、警察は、ドルノシロンスキエ県ヴァウブ

ジフで、市営バス運転手を飲酒運転で摘発した。同運転手は、バスを飲酒運転し、所定のルートを外れたりバス停に停車しないなどの異常行動を繰り返したため、乗客の通報で警察に停車させられ、血液検査の結果、重度の飲酒を行ったと判定された。同運転手は、3年以下の自由剥奪及び運転免許取消となる見込み。

ヘイトクライムに対する警察の取組【11月5日】

国家警察本部サイバー犯罪対策課は、10月21日から同27日までの間、デジタル化省傘下のコンピュータネットワーク研究センター(NASK)と共同で、サイバー空間上でのヘイトクライムに関する取締強化キャンペーンを実施した。対象となったのは、インターネットフォーラムやSNS、オンライン記事のコメント等で、刑法の規定等と照合し、ヘイトスピーチであることが明白な過激な発言等が取締の対象となった。同キャンペーン中に把握されたヘイトスピーチのうち、4件については発言者の人定事項等が特定され、物証も確保されたことから起訴に向けた準備が進められている。

## 経 済

## 経済政策

EU次期中期財政枠組みに関する議論【11月5日】

結束政策フレンズ・グループ会合に先立ち、ヴィシェグラード4カ国(V4)首脳会合に出席したモラヴィエツキ首相は、西欧に追いつくためにポーランドは開発資金、結束基金を必要としており、結束政策フレンズ・グループはEUの目標達成に効果的なフォーマットであると述べた。道路・鉄道の連結のみならず、エネルギー転換及び気候変動対策は欧州全体に裨益するものと発言し、結束政策及び共通農業政策の維持が基本的な政策目的の一つであるとした。また、V4首脳会合では気候問題も議論されたとし、公正な移行基金は現在の提案よりも増額されるべきと述べた。また、5日、結束フレンズ・グループは、次期中期政策枠組み(2021年～2027年)において、結束基金を2014年～2020年の水準から減額すべきではないとする宣言に署名した。

ポーランドのEU拠出金【11月5日】

欧州委が発表したデータによると、ポーランドのEU拠出金は、2020年は45億ユーロ、2027年は61.8億ユーロとなり、次期中期財政枠組み期間(2021年～2027年)のポーランドの年平均拠

出額は国民総所得(GNI)の0.97%となる。欧州委の資料では、各国の拠出金をGNIの1%以下とする方針が示されている。ドイツのEU拠出金は、2021年～2027年の年平均拠出額はGNIの0.88%となっている。

閣僚評議会、公開年金基金法案を採択【11月5-6日】

11月6日、閣僚評議会は、公開年金基金(OFE)を現行の個別年金基金(IKE)に移管する法案を採択した。IKEの基金は個人基金で、公的基金としては扱われない。法案が成立すれば、約1,570万人のOFE加入者は、基金をIKEに移管するか、もしくは社会保険庁(ZUS)に移管するかを選択できる。IKEに移管する場合には15%の手数料を支払うが、ZUSに移管する場合には年金につき所得税を支払うことになる。なお、同改正により、2020年に125億ズロチ、2021年に47億ズロチの国庫歳入が見込まれている。同法案は2019年11月1日に施行予定であったが、現在は2020年7月の施行を目指している。クフィエチンスキ財務兼投資・開発大臣によると、これは社会協議を踏まえて修正が加えられたことによるものとしている。

## マクロ経済動向・統計

労働・滞在許可証発給状況【11月2-5日】

家族・労働・社会政策省によると、2019年上半

期の外国人向け労働許可証の発給件数は70,027件に上り、昨年同期の62,103件から増加し、うち69,077件がウクライナ人向けであった。また、外国人局によると、2019年第1～第3四半期に有効な滞在許可証を保有する外国人数は43,500人増加し、合計415,500人となった。

### 多くのポーランド人が英国のEU離脱後に帰国を希望【11月4日】

EU離脱後も引き続き英国に居住を希望する場合には、EU Settlement Scheme への申請が必要となるが、英国に居住するポーランド人のうち、申請を提出したのは38%に留まっている(ルーマニア人及びブルガリア人の場合、同数字は80%に上っている)。駐英ポーランド大使によると、昨年英国を

離れたポーランド人は116,000人で、うち約80%がポーランドに帰国したと推測される。同大使は、英ポンドの下落や英国のEU離脱を巡る不確実性の他、ポーランドにおける生活の質の向上により、帰国する人々が増加するであろうと述べた。

### 10月の購買担当者景気指数(PMI)【11月4-5日】

IHS Markitによると、10月の購買担当者景気指数(PMI)は、45.6ポイントとなり、前月の47.8ポイントから低下し、2009年半ば以来最低水準となった。生産高、新規受注、輸出が強い低下を見せた。クフィエチンスキ財務兼投資・開発大臣は、PMIの低下は一時的な現象であり、11月には回復するであろうとの見方を示した。

## ポーランド産業動向

### JTI社によるグローバル・ビジネス・サービス・センターの設立【11月4日】

日本たばこインターナショナル社(JTI)は、ワルシャワにグローバル・ビジネス・サービス・センターを設立する予定と発表した。これにより、同社は今後3年以内に850名の追加雇用を行い、当地における従業員総数は3000人を超える予定。同センターの業務は、金融、マーケティング・販売、研究開発、法務・規制問題及びグローバルサプライチェーンの分野における同社の国際業務・取引など多岐におよぶ。JTIワルシャワのロペス・ゼネラル・マネージャーは、同センターは、JTI社のグローバルかつ持続的な成長を可能とする。ポーランドは非常に高度技量を有する人材が豊富であり、安定し

た環境と従業員の未来志向の考え方だけでなく、強固なインフラ整備がなされている。従業員のキャリア開発、待遇、ワルシャワという利便性あるオフィス環境など、我々の価値ある提案が(世界で)最高の候補地であったと確信すると期待を述べた。

### 高速鉄道開発関連の動向(NCBRとPKP Intercityとの協力)【11月4日】

国立研究開発センター(NCBR)と国鉄PKP Intercityは、時速250kmに達する高速鉄道車輛開発を目的とした「Inno PKPプログラム」に協力する。同車両は、新中央空港の鉄道ルートにも用いられる予定。設計のための入札と試験的作業は、2020年乃至2021年初めに開始する予定。

## エネルギー・環境

### スタートアップ企業による磁気式鉄道の試験の実施【10月30日】

ポーランドのスタートアップ企業 Hyper Poland は磁気式鉄道技術に関する試験を行い、約50mの線路に5分の1スケールの車両を走行させた。Hyper Poland のポンチェク氏は、これはポーランドにとつての初めての磁気式鉄道のプロトタイプであり、既存の鉄道インフラの活用が可能であると述べた。さらに同方式は従来の鉄道に比べて省エネ型であるとも述べた。また同社のフォリヤンテ氏は最大時速415kmが可能となると述べた。磁気式鉄道は日本や中国ですでに試験運行しているが、同社は新しい方式を検討しているとしている。さらに、5年間で商業段階への移行を目指している。同社

は国立研究開発センターの資金やマイクロソフト等のビジネスパートナーの支援により運営されている。

### 風力発電による事業運営【11月6日】

11月5日、アサヒビール傘下のコンパニア・ピヴォバルスカ社は、独電力企業 Innogy 社と国内3箇所の醸造所において、風力発電の電力供給による運営を行う契約を締結した。ビール醸造に使用する電力のみでオフィスにはされないが、国からの補助金を受けない風力発電所から長期的な電力購入を行うのは国内初となる。ポーランド北部ノーヴィ・スタウの風力発電から供給され、契約期間は2020年から2029年末の10年間とされる。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年10月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

**「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**令和元年度(後期分)の教科書の配付について**

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住の邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(令和元

年度（後期用）を配付いたします。後期用教科書は、小学生用のみの配付で、中学生への配付はありませんので、御注意ください。また、ワルシャワ日本人学校の生徒（入学予定者を含む）については、同校を通じて配付いたしますので、申し込みの必要はありません。

教科書自体は無償であり、大使館で直接受け取りをする場合には費用はかかりませんが、郵送による受け取りを希望される方については、送料（着払い）が発生します。送付先については、御自宅や職場等、確実に受け取れる場所を御指定ください。

御希望の方は、大使館領事部ウェブサイトに掲載の『教科書申込書』に該当事項を記入の上、大使館領事部にお申し込みください。

●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005 (月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

●『教科書申込書』のリンク

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukashoR1.2semester.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展示会「日本ポーランド国交樹立100周年陶磁器100点」【10月4日(金)～12月1日(日)】

ヴウオツワヴェクにて、クヤヴィ・ドブジン地方博物館主催による展示会『日本ポーランド国交樹立100周年陶磁器100点』が開催中です。日本及びポーランド製陶磁器が展示され、サイドイベントとして、様々な講演会、ワークショップ、コンサート等も予定されています。

開催場所: ヴウオツワヴェク, クヤヴィ・ドブジン地方博物館, Słowackiego 1A

詳細: <http://muzeum.wloclawek.pl/>

【開催中】展覧会「一緒にアート: ポーランド・日本」【10月12日(土)～2020年1月5日(日)】

ニサにて、ニサ郡立博物館主催による展覧会『一緒にアート: ポーランド・日本』が開催中です。日本人8名とポーランド人5名のアーティストによる作品が展示される予定です。

開催場所: ニサ, ニサ郡立博物館, ul. Biskupa Jaroslawa 11

詳細: <http://www.muzeum.nysa.pl/>

【開催中】秋の日本芸術祭 ぶんかさい: 展覧会【11月7日(木)～15日(金)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ちびワル主催によるイベント『秋の日本芸術祭 ぶんかさい: 子供達の絵とぶんかさい参加型アートプロジェクト』が開催中です。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年記念書道展【11月8日(金)～2020年1月5日(日)】

トルンにて、トルン旧市庁舎博物館主催による『日本ポーランド国交樹立100周年記念書道展』が開催中です。日本の書道家による約100点の作品が展示される予定です。

開催場所: トルン, トルン旧市庁舎博物館, Rynek Staromiejski 1

詳細: <https://muzeum.torun.pl/>

**【予定】第13回 Five Flavours 映画祭【11月13日(水)～20日(水)】**

ワルシャワおよびヴロツワフにて、Arteria 芸術財団主催による『第13回 Five Flavours 映画祭』が開催されます。「Japan: Out of Focus」セクションにおいて、過去5年間の自主映画を上映する予定です。

開催場所：ムラヌフ映画館およびキノテカ映画館(ワルシャワ)、ノヴェ・ホリゾンティ映画館(ヴロツワフ)

詳細：<https://www.piecsmakow.pl/>

**【予定】第4回ジャパンボウル【11月17日(日)14:30-17:00】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本語を学ぶ高校生が参加し日本語・日本文化に関する知識を競うクイズ大会、「第4回ジャパンボウル大会®Turniej o puchar Japonii (Japan Bowl)」が開催されます。週末が休館日の広報文化センターは、上記の日時のみ臨時開館となります。是非、高校生の応援にお越しください。入場は無料です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22 584 73 00 , E メール:info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

**【予定】墨絵展【11月18日(月)～12月27日(金)】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本画の授業を受けている学生による墨絵展が開催されます。入場は無料です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

**【予定】講演会「空手の歴史」【11月20日(水)午後5時30分】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、松涛館空手のインストラクターであるヤツェク・ボグスキ氏によるレクチャー・デモンストレーションが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録：info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

**【予定】講演会「日本の幽霊」【11月28日(木)午後5時30分】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ワルシャワ大学日本学科のアンナ・ザレフスカ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録：info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))